

公取近畿だより



令和5年4月号(第148号)

トピックス

総務管理官の交代について(令和5年4月1日)

令和5年4月1日付人事異動により、近畿中国四国事務所総務管理官が大澤一之から小菅敦に交代しました。

【近畿中国四国事務所 小菅総務管理官からの御挨拶】



公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所総務管理官に就任いたしました小菅敦（こすげあつし）と申します。

3月までは近畿中国四国事務所総務課長をしていたので、これまでお会いさせていただいた方もいらっしゃると思われま

す。
総務管理官というのは、所長の下で近畿中国四国事務所の総務課（広報等）、下請課（下請法の運用等）及び取引課（景品表示法の運用等）の業務を総括整理する役職とされています。

近畿中国四国事務所管内において、公正取引委員会の活動を皆様に広く知っていただくための広報活動の充実、下請事業者いじめをなくして公正な取引を実現するための下請法違反事業者への厳正な対処、消費者を誤認させる不当な表示を排除するための景品表示法違反事業者への厳正な対処を図っていきたいと考えています。皆様の声を活かして業務に取り組む所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。

(令和5年4月 近畿中国四国事務所 総務管理官 小菅 敦)



独占禁止政策協力委員との懇談会を開催しました

公正取引委員会では全国各地の経済実態等に通じた有識者から情報・意見をいただき、実態に即した競争政策を行うために、「独占禁止政策協力委員」を委嘱しています。

全国で150名の有識者の方に、近畿地区では23名の方に委嘱しています。

令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴ってオンライン等で開催していた独占禁止政策協力委員からの意見聴取ですが、令和4年度は対面で開催しました。

令和5年度も、可能な限り対面で意見聴取を行いたいと考えております。

【大阪地区の懇談会】



【兵庫地区の懇談会】



独占禁止政策協力委員の皆様からは、公正取引委員会に対する期待、地域経済の実情、中小企業の取引の適性化等について貴重なご意見を頂戴しました。頂いた御意見は、発言者が特定されない形で、令和5年4月以降に公表いたします。

各地区で独占禁止法教室を開催しました

公正取引委員会では、大学生向けだけでなく、早い段階で競争政策の役割を理解してもらうために、中学・高校生向けにも出前授業として独占禁止法教室を開催しています。

より楽しく、主体的に学んでもらえるように、参加型ゲームを用いるなどして、主に若い職員が講師として授業を行います。

今年度も、南は和歌山県、北は福井県まで、たくさんの学生に学んでもらいました。

【和歌山県のある高校】



【福井県にも出前授業】



ポクも出張して授業を手伝っているよ！
みんな意外とどっきんを知ってびっくり！

【生徒さんの声】

公民で習ったときは「公正取引委員会」と「独占禁止法」くらいだったし、自分には関係のないことだろうなと思っていたので、深く知ることができて良かったなと思います。売る側の利益だけじゃなくて、消費者の権利も守ってくれていて自分たちにも深く関わっているんだなあと感じました。



廣川株式会社に対する勧告(令和5年3月8日)

廣川株式会社に対する勧告(概要)

廣川(株) (親事業者)
(包装資材、販売促進用商品等の卸売等)

下請取引の内容

- ・包装資材、販売促進用商品等の製造委託
- ・印刷物等のデザインの作成委託



違反行為の概要

「歩引」(注1)等として、
総額1323万6486円を
下請代金の額から**減額**(注2)した。

※ 廣川は、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

大阪市に所在する廣川(株)は、包装資材や販売促進用商品等の卸売等を行っています。廣川(株)は、食品製造業者等から製造を請け負う贈答品等を入れる紙製の箱やプラスチック製の食品軽量パッケージ等の包装資材等(左下写真)を下請事業者に製造委託等していましたが、下請事業者に責任がないのに、「歩引」等として下請代金を減額していました。

廣川(株)は、下請代金を現金で支払う際に、下請代金の額に1~3パーセントを乗じて得た額を「歩引」として差し引いていました。

公正取引委員会は、廣川(株)の「歩引」が下請法で禁止される「減額」に当たるとして、廣川(株)に対して下請法に基づく勧告を行いました。下請法の勧告とは、下請事業者に及ぼす不利益が重大な場合に、違反行為の内容と事業者名を公表する行政指導です。

なお、廣川(株)は、勧告を受ける前に、下請事業者に対して減額分を全額返金しました。



○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール : kinkisoumu@jftc.go.jp

廣川株式会社に対する勧告について

令和5年3月8日
公正取引委員会

公正取引委員会は、廣川株式会社（以下「廣川」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	8120001209918
名称	廣川株式会社
本店所在地	大阪市天王寺区玉造本町8番3号
代表者	代表取締役 廣川 信也
事業の概要	包装資材、販売促進用商品等の卸売等
資本金	4500万円

2 違反事実の概要

- (1) 廣川は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、
- ア 食品製造業者等に販売する包装資材等又は食品製造業者等から製造を請け負う包装資材、販売促進用商品等の製造
 - イ 食品製造業者等から作成を請け負う印刷物等のデザインの作成を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) 廣川は、令和3年9月から令和4年10月までの間、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1323万6486円である（下請事業者87名）。
- ア 「歩引」^(注1)の額
 - イ 「でんさい手数料」^(注2)の額
 - ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、廣川が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(注1) 廣川は、下請代金を現金で支払う際に、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を「歩引」と称して差し引いて支払っていた。

(注2) 廣川は、下請代金を電子記録債権で支払う際に、廣川が金融機関に支払う電子記録債権の発生記録請求に係る手数料に相当する額を「でんさい手数料」と称して差し引いて支払っていた。

(3) 廣川は、令和5年2月17日までに、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

3 勧告の概要

(1) 廣川は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。

イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。

(2) 廣川は、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(3) 廣川は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容

(4) 廣川は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。

イ 前記(1)から(3)に基づいて採った措置の内容

(5) 廣川は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

廣川(株)（親事業者）

（包装資材、販売促進用商品等の卸売等）

下請取引の内容

- ・ 包装資材、販売促進用商品等の製造委託
- ・ 印刷物等のデザインの作成委託



違反行為の概要

「歩引」（注1）等として、

総額1323万6486円を

下請代金の額から**減額**（注2）した。

※ 廣川は、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

下請事業者（87名）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・ 「歩引」の額等を減じていた行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

（注1）下請代金を現金で支払う際に、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いていた。

（注2）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。「値引き」、「協賛金」、「歩引き」等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。